

8 欠格事由

次のいずれかに該当するNPO法人は、認定・特例認定・県指定を受けることはできません。

- ① 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人
 - イ 認定または特例認定、指定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ハ NPO法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、大分県暴力団排除条例の規定等に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ニ 暴力団またはその構成員等
- ② 認定または特例認定、指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人
- ③ 定款または事業計画書の内容が法令等に違反している法人
- ④ 国税または地方税の滞納処分の執行がされているまたは滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人
- ⑤ 国税または地方税に係る重加算税等を課された日から3年を経過しない法人
- ⑥ 暴力団、または暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

9 認定NPO法人等の義務

1. 書類の提出

認定・特例認定・県指定NPO法人は、毎事業年度1回、NPO法第29条の規定による事業報告書等の提出に加え、役員報酬規程等を所轄庁に提出しなければいけません。

2. 情報公開

認定・特例認定・県指定NPO法人は、以下の書類について閲覧の請求があったときは、正当な理由がある場合を除いて、これらをその事務所において閲覧させなければいけません。

- ① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面）
- ② 役員名簿
- ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）
- ④ 認定等の申請書及び指定の申出書に添付した各基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ⑤ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ⑥ 前事業年度の役員報酬または職員給与の支給に関する規程
- ⑦ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類
- ⑧ 助成金の支給の実績を記載した書類
- ⑨ 海外への送金または金銭の持出しを行ったときの金額及び用途を記載した書類（指定NPO法人は除く）

10 申請(申出)の窓口

認定・特例認定・県指定NPO法人の申請、指定の申出の窓口は、大分県（県民活動支援室）です。市町村の場合は、該当地域の市町村が指定制度を導入しているかを市民活動担当課または税務担当課に確認してから、手続を進めてください。

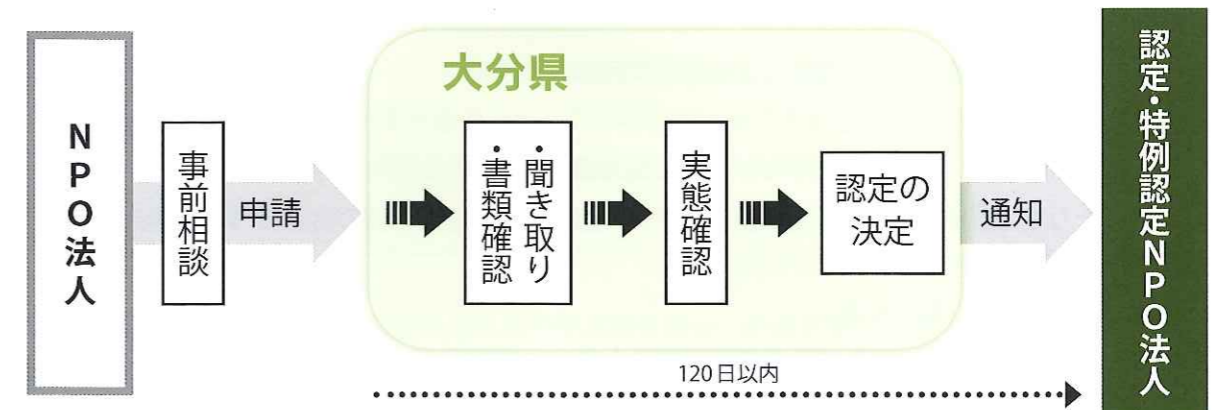


様式のダウンロードはこちらから

- ① 認 定 → <http://www.pref.oita.jp/site/123/nintei.html>
- 特例認定 → <http://www.pref.oita.jp/site/123/tokureinintei.html>
- ② 指 定 → <http://www.pref.oita.jp/site/107/kobetusitei.html>

① 認定・特例認定までの期間

認定または不認定の決定は、**申請書受理後120日以内**に行われます。



② 指定までの期間

県へ指定の申出後、指定条例に定める基準に適合しているかどうかの確認は120日以内に行われます。適合すると認められた場合は、提案手続が可能な直近の大分県議会に大分県税条例の改正議案として提案されます。

また、条例が可決・公布・施行されるまでに2~4ヶ月程度かかります(ただし、県議会の開催時期によって異なります。)ので、指定の決定までには、**申出書受理後5~7ヶ月程度必要**とお考えください。

